

一般社団法人日本住まい方アドバイザー協会定款

平成 26年 12月 5日 作成
平成 26年 12月 16日 公証人認証
平成 26年 12月 16日 設立

一般社団法人「日本住まい方アドバイザー協会」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という)の規定に基づく法人であり、名称は「一般社団法人日本住まい方アドバイザー協会」と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区山吹町130番地16号エスポワール21ビル5階に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、国内外を問わず、住まい方の向上を目的とし、その目的に資する為、次の事業を行う。

- (1) 住宅における快適な暮らしを作る間取りの調査、研究。
- (2) 住宅における効率的な家事動線の調査、研究。
- (3) 住宅内の収納スペースの最適な配置及び容量の調査、研究。
- (4) 住まい方アドバイザーの育成に関する事業。
- (5) 住まい方アドバイザーの認定試験及び登録事業。
- (6) 住まい方アドバイザーの普及、啓蒙事業。
- (7) 住まい方アドバイザーの就業及び独立開業への支援
- (8) 会員への情報提供事業
- (9) 関連諸団体との連携事業。
- (10) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業。

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 基金

(基金の募集)

第5条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 投出された基金は、当法人が解散するときまで返還しない。
- 3 基金投出者は投出した基金の権利を、譲渡、質入れをすることはできない。

(基金の返還手続)

第6条 基金は、返還する基金の総額について、解散時社員総会の決議を経た後、清算人の過半数の決議が決定したところに従って投出者に返還される。

第3章 会員

(会員の種別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法人法上の社員とする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同して入会する個人並びに住宅関連事業、または生活用品の製造、流通及び消費に関わる事業を営む法人及びこれらの者を構成員とする団体。
- (2) 賛助会員：本会の目的に賛同して入会する個人並びに前号に該当しない法人及び団体。

(会員の経費負担義務)

第8条 会員は、当法人の経費を支弁する為、社員総会において定める年会費その他経費を負担する義務を負う。

(会員の入会)

第9条 当法人の会員となるには、理事会に対し当法人所定の様式による申し込みを行い、理事会の承認を得るものとする。

(会員の退会)

第10条 会員は、事業年度末日の1ヶ月前までに予告することにより、任意に退会することができる。但し、やむを得ない事情があるときは、会員は、いつでも退会することができる。

(社員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(除名)

第12条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(社員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(会員総会)

第 15 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(議決権)

第 16 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(権限)

第 17 条 社員総会は、当法人の最高意思決定機関であり、法人法およびこの定款で別に定めるもののほか、定款で理事に委任した事項以外の当法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第 18 条 社員総会は、法令で別に定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

2 理事長は、総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的たる事項および招集の理由を示して書面による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3. 社員総会の招集通知は、開催日より 1 週間前までに会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を記載した書面により、各正会員に対して通知することを要する。但し、第 21 条により、書面または電磁的方法により議決権を行使することができるこことするときは、開催日より 2 週間前に通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故あるときは、副理事長または理事会で予め定めた順序により他の理事が議長となり、理事全員に事故あるときは、総会において出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決)

第 20 条 社員総会の議事は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(書面または電磁的方法による議決権の行使)

第 21 条 当法人の正会員は、社員総会の決議の目的たる事項について、議決権行使書面に必要な事項を記載して、書面または電磁的方法により議決権行使できるものとする。この場合においては、第 18 条 3 項の規定により、通知を発した日から 2 週間を経過した日以後の理事会で定める特定のときまでに、当該記載した議決権行使書面を当法人に提出または提供しなければならない。

(議決権の代理行使)

第 22 条 社員総会に代理人が出席する場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 5 章 理事、監事および理事会

(理事・監事の員数)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3 名以上 20 名以内
2. 監事 2 名以内

(役員の選任及び資格)

第 25 条 理事及び監事は、原則として当法人の正会員たる個人の中から、社員総会の決議によってこれを選任する。

(理事の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(監事の任期)

第 27 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役付理事および代表理事)

第 28 条 当法人に理事長、副理事長、専務理事の各 1 名を置き、理事会の決議によりこれらを選定する。

2. 理事長は、法人法上の代表理事であり、業務を執行・総理する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故または欠員のときはその職務を代行する。
4. 専務理事は、理事会および理事長の方針に従って事務局を統括し、業務執行理事として、内外関係先との契約交渉にあたる。専務理事は事務局長を兼務することができる。
5. 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会)

第 29 条 理事会は、原則として理事長が議長を務め、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- ① 社員総会に付議すべき事項
- ② 社員総会で議決した業務の執行に関する事項
- ③ その他、社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

- 2 理事会は、開催日の5日前までに理事長が会議の目的たる事項、日時、場所につき通知して行うものとする。但し、理事および監事全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。
- 3 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。
- 4 理事会の議事については、その経過の要領および結果を記載した議事録を作成し、議長および出席した理事および監事がこれに記名押印する。
- 5 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案に異議を述べた場合を除き、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(監事の職務および権限)

- 第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

- 第31条 理事または監事が、次の各号の一つに該当する場合には、社員総会において、理事については、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって、また、監事については、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。
- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - ② 法令または定款に違反する重大な事実、または職務上不正な行為があると認められたとき。

(報酬等)

- 第32条 理事および監事の報酬は、それぞれの総額を社員総会の議決により定める。

第6章 計算

(事業年度)

- 第33条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(帳簿の閲覧)

- 第34条 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理由を付した書面をもって、当法人の会計に関する帳簿および書類の閲覧または謄写を請求することができる。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 35 条 この定款を変更するには、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の賛成を得なければならない。

(解散)

第 36 条 当法人の解散・合併・事業の全部譲渡には、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 37 条 当法人の解散時に有する残余財産の処分は、清算法人の社員総会の議決によるものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第 38 条 この定款に定めるもののほか、法人法その他法令に定めるものを除き、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(法令の準拠)

第 39 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(事業年度)

第 40 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 27 年 10 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

第 41 条 当法人の設立時の役員は、次の通りである。

設立時理事 近藤 典子

設立時理事 在原 孝太郎

設立時理事 山中 敏弘

設立時代表理事 近藤 典子

設立時監事 在原 孝太郎

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第 42 条 設立時社員の氏名または名称及び住所は、次の通りである。

1、東京都渋谷区神宮前 4 丁目 24 番 6 号

近藤 典子

2、東京都大田区田園調布 5 丁目 3 番 23 号ザイオン 403

岩倉 榮利

3、大阪府八尾市若林町 1 丁目 87 番地加賀テイ八尾南壱番館 306 号

山中 敏弘

以上、一般社団法人日本住まい方アドバイザー協会設立の為、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 26年 12月 5日

設立時社員 近藤 典子 印

設立時社員 岩倉 榮利 印

設立時社員 山中 敏弘 印